

告 示

埼玉県告示第千二百六十三号

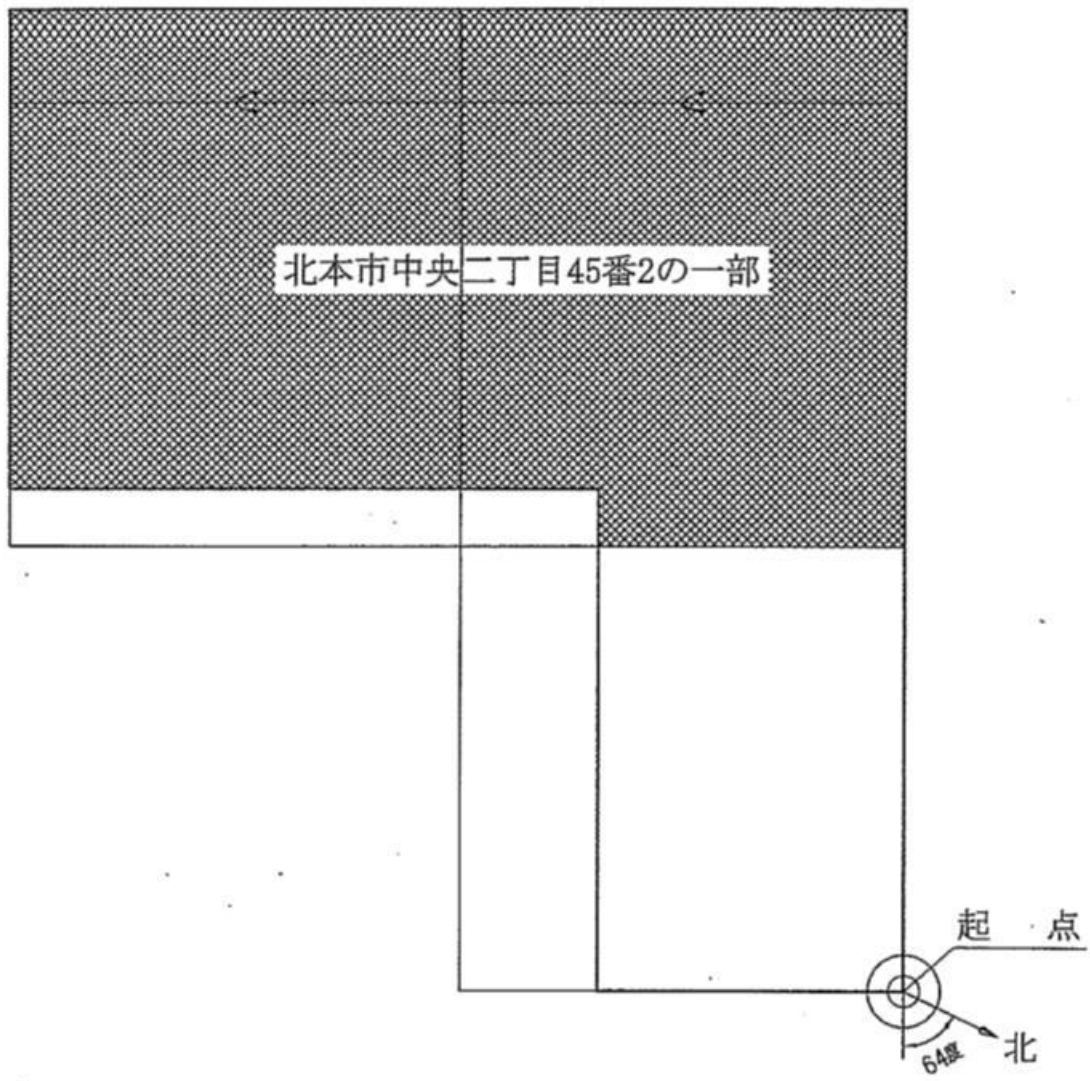
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第五百二十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県北本市中央二丁目四十五番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去

別 図



【起 点】

起点は、北本市中央二丁目45番2の一部の最北端とする。

【格子の回転角度】 64度

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 調査対象地・筆境界
- 単位区画
- 要措置区域の指定を解除する区画